

4 豊公審第9号  
令和5年 1月31日

豊川市長 竹本 幸夫 様

豊川市公契約審議会  
会長 金井 幸子

令和5年度労働報酬下限額について（答申）

当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

公共工事設計労務単価の78パーセントを基準とした金額とすることが望ましい。公共工事設計労務単価の設定がない職種については、設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額とすることが望ましい。

#### 2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

地域別最低賃金の1パーセントを上乗せした金額とすることが望ましい。なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者についても同様に、地域別最低賃金の1%を上乗せした金額とすることが望ましい。

#### 3 付帯意見

- ・労働報酬下限額を含め公契約条例に関する労働者の認識を高める取組みを継続して実施すること。
- ・社会経済情勢、物価変動状況や条例の施行状況及び他団体の設定基準を見ながら、労働報酬下限額の引き上げについて検討を行うこと。